

「令和5年度横浜特別市ブランディング等業務委託」 に関するプロポーザル募集要項

1 業務の概要・目的等

現在の地方自治制度が、都道府県と市区町村の二層制が唯一の仕組みとなっている中で、本市は、大都市自治体に相応しい新たな地方自治の仕組み「特別市」の実現を目指し、法制化に向けた取組を進めている。「特別市」とは、「市域内における国の事務以外の全ての事務を市が担い、広域自治体の区域外となる一層性の地方自治体」という構想である。

直近の地方自治制度改革の動きとして、「大阪都構想」が大きな注目を集めた。これは、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、大阪市を解体し、基礎自治体としての複数の特別区に再編し、東京23区のように「広域自治体（大阪府）－特別区」という二層制の地方自治制度に移行するというものだった。本市が目指す「特別市」は、設置根拠となる法律が現在ないため、まず法制化が必要となる。

法制化に向けては、政府や国会への働きかけはもとより、地方自治制度改革の議論に対する市民の機運が高まることが不可欠と考えている。本市ではこれまでも「特別市」の機運醸成に取り組んできたが、更なる機運醸成に向けて、本年度を準備期間、次年度以降の数年間を市民への広報やプロモーションを重点的に実施する期間と位置付け、取組の推進を考えている。

更なる機運醸成にあたっては、「特別市」の内容と意義を市民に広く知ってもらうことが必要である。そのため、本委託では、「横浜特別市」のブランディングや認知の獲得に向けたプロモーション計画を、民間事業者の経験や知見、ノウハウを活用して整えた上で、次年度以降の本格的な広報やプロモーションの展開に生かしたいと考えている。

2 プロポーザルの手続き

(1) 名称

令和5年度横浜特別市ブランディング等業務委託

(2) 主催者

横浜市（政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課）

(3) プロポーザルの性格

本プロポーザルは、提案資格があると認められた者から提案を受ける公募型で行う。

また、本プロポーザルは、与えられた条件下において、当該委託に係る実施体制や提案者の考え方を「提案書」を通して審査・評価し、当該委託に最も適した受託候補者を特定するものとする。

3 提案資格

本プロポーザルの提案資格を有する者は、次の項目の全てに該当する者とする。

- (1) 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に登載されていること。
- (2) (1)の名簿において、営業種目「320:各種調査企画」の細目「B:コンサルティング（建設コンサル等を除く）」又は「350:その他の委託等」のいずれか、若しくは両方に登録しているこ

と。加えて、営業種目「322:映画・ビデオ制作」の細目「A:映画・ビデオ制作」及び「323:広告」(細目不問)の全てに登載されていること。

- (3) (2)の条件に加えて、平成31・令和元年度以降に行政機関・企業等の事業・商品等のブランディングに係る業務を受託した実績があること。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (7) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続の申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと横浜市が認めたものを除く)でないこと。
- (9) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市指名停止等措置要綱(一部改正令和3年4月1日)の規定による指名停止を受けていないこと。

4 プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

プロポーザルの提出資料は、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に定めるもののほか、提案書作成要領に基づき作成すること。

5 プロポーザル実施スケジュール

別紙のとおり

6 事務局

横浜市政策局大都市制度推進本部室大都市制度・広域行政部制度企画課 山田、木下
所在地 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
電話 045-671-2952

プロポーザル実施スケジュール

